

西東京市産業振興マスタープラン推進委員会設置要綱

第 1 設置

西東京市産業振興マスタープラン（平成23年3月15日付22西生産第1302号市長決裁。以下「マスタープラン」という。）に掲げる施策を推進し、及び西東京市（以下「市」という。）の産業の振興について必要な事項の検討及び協議をするため、西東京市産業振興マスタープラン推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 所掌事項

委員会は、市長の依頼を受けて、次の事項について検討及び協議をし、その結果を市長に報告する。

- (1) マスタープランに掲げる市の産業の振興を進めるための基本的な施策（以下「基本施策」という。）及び基本施策に基づき作成する実効的な計画（以下「実施計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 基本施策及び実施計画の評価及び見直しに関すること。
- (3) その他マスタープランに関して市長が必要と認める事項に関すること。

第 3 組織

委員会は、次に掲げる委員10人以内で構成する。

- (1) 一般公募による市民 2人以内
- (2) 学識経験者 3人以内
- (3) 市内の農業関係者 2人以内
- (4) 市内の商業・工業関係者 3人以内

第 4 任期

委員の任期は、第2の規定による所掌事項の報告が終了したときまでとする。

第 5 会長及び副会長

委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 6 委員会

委員会は、会長が招集し、会長が委員会の議長を務める。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 7 公開

委員会は、原則公開で行うものとする。ただし、委員会の出席委員の過半数をもって決したときは、非公開とすることができる。

第 8 報償

委員が委員会に出席したときは、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

第 9 庶務

委員会の庶務は、生活文化スポーツ部産業振興課において処理する。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。